

令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告(案)

「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」(審議のまとめ)(令和3年3月31日)及び「大学入試のあり方に関する検討会議」(提言)(令和3年7月8日)等を踏まえ、令和7年度大学入学者選抜実施要項において以下の見直しを行うこととする。

「第1 基本方針」について

「大学入試のあり方に関する検討会議」(提言)において整理された大学入学者選抜に求められる原則を基本方針に反映する。

大学入学者選抜に求められる原則

当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定

受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保

高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施

受験機会・選抜方法における実質的公平性の追求の観点から、多様な背景を持った学生の受入れ配慮対象の例示として「障害の有無」及び「居住地域」を追加する。

「第3 入試方法」について

各選抜区分の特性と選抜の実態との整合性を図る観点から、一般選抜とそれ以外という整理を改め、入試方法を「一般選抜」、「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」に再整理する。

各大学の判断により、入学者の多様性を確保する観点から、入学定員の一部について、「専門学科・総合学科卒業生」、「帰国生徒、社会人」、「家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難があると認められる者その他各大学において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者(例えば、理工系分野における女子等)」のような、多様な入学者の選抜を工夫することが望ましいことを追加する。

「第6 学力検査等」について

個別学力検査を実施する際の留意事項として、入学志願者の「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」の評価を充実させるため、各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、可能な範囲で記述式の検査方法を取り入れることが望ましいことを追加する。

入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、資格・検定試験等の具体的な活用方法を例示¹するとともに、家庭環境や居住地域により、資格・検定試験等を受検することの負担が大きい入学志願者への配慮²を追加する。

- 1 大学入学共通テスト又は個別学力検査において英語を課しつつ、その成績と資格・検定試験等の結果との代替を認める募集区分を設定する方法や、資格・検定試験等の結果の提出を必須とする募集区分を設定する方法等
- 2 学部等同一の募集単位において、資格・検定試験等の結果を利用しない募集区分の設定や、個別学力検査の成績と資格・検定試験等の結果のいずれか有利となる方を選択的に利用すること等

高等学校の専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業生及び卒業見込み者の学習歴や活動歴等を適切に評価・判定する観点から、資格・検定試験等の結果を活用することを追加する。

「第13 其他注意事項」について

障害のある入学志願者への合理的配慮の充実を図るため、その内容を決定する際には、一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話を行うこととし、相談窓口や支援担当部署等を設置するなど事前相談体制の構築・充実に努めることを明記する。

「別紙様式1(調査書)」について

調査書は指導要録に基づき作成する原則や、学校の働き方改革を受けた教員の負担軽減の観点も踏まえて、簡素化された新しい指導要録の参考様式に合わせて、例えば「7. 指導上参考となる諸事項」の欄を簡素化するなどの様式の見直しを行うとともに、枚数は表裏の両面1枚とする(別紙参照)。

令和4年度大学入学選抜実施要項 別紙様式

(裏) ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

5. 総合的な学習の時間の内容の評価・評価				
6. 特別活動の記録	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
7. 指導上参考となる諸事項	(1)学習における特徴等 (4)取得資格、検定等 (注)専門学校の校長会や民間事業者等が実施する資格・検定の内容、取得スコア・取得時期等	(2)行動の特徴、特技等 (5)表彰・顕彰等の記録 (注)各種大会やコンクール等の内容や時期、科学オリンピック等における成績、時期のある大学入学資格試験における成績、時期等	(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等 (6)その他 (注)生徒が自ら関わってきた諸活動など 国際バカロレアなど国際通用性のある大学入学資格試験における成績、時期等	(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等 (6)その他
8. 備考				

9. 出欠の記録

区分	学年			
	1	2	3	4
授業日数				
出席停止・忌引き等の日数				
留学中の授業日数				
出席しなければならぬ日数				

この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する

令和 年 月 日

学校名

所在地

校長名

印

記載責任者職氏名

イメージ案

(表) ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

5. 総合的な学習の時間の記録	学習活動	観点	評価
6. 特別活動の記録	内容	学年	1 2 3 4
7. 指導上参考となる諸事項	ホームルーム活動 生徒会 学校行事	<p>各々が定めた評価の観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合に、生徒にどのような力が身に付いたかを端的に記述する。</p> <p>文章記述を改め、各学校が設定した観点到照して十分満足できる活動状況にあると判断される場合、印を記入する。</p> <p>要点を箇条書きするなど、その記載事項を必要最小限にとめる。その際、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、原則として、学習指導等を進めていく上で必要な情報として精選して指導要録に記述された内容に記入する。</p> <p>現在、各大学は、志願者が大学の指定する特定の分野（保健体育、芸術、家庭、情報等）において、特に優れた学習成果を上げたことを備考欄に記載できるよう求めることができるが、これらの事項については調査書以外の資料で、志願者本人から直接大学に提出する。</p>	
8. 備考			

9. 出欠の記録

区分	学年			
	1	2	3	4
授業日数				
出席停止・忌引き等の日数				
留学中の授業日数				
出席しなければならぬ日数				

この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する

令和 年 月 日

学校名

所在地

校長名

印

記載責任者職氏名

令和4年度大学入学選抜実施要項 別紙様式	イメージ案
<p>(別紙様式1)</p> <p>調査書記入上の注意事項等について</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 調査書は、日本産業規格A4判(210×297mm)上質紙(57.5kg程度)とし、表裏の両面を使って作成すること。なお、枚数は任意とする。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は、次のように記入すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 大学が希望する場合、学習成績概評Aに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「<u>学習成績概評</u>」の欄に①と標示することができる。</p> <p><u>この場合、高等学校長は「備考」の欄にその理由を明示しなければならぬものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>13 「総合的な学習の時間の内容・評価」の欄には、「<u>総合的な学習の時間</u>」における当該生徒の活動内容及びその評価を文章で各学年ごとに具体的に記入すること。その際には、各学校が設定した評価の観点及びそれに基づいた評価が記述されることが望ましい。</p> <p>なお、職業教育を主とする専門学科において「総合的な学習の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な学習の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。</p> <p>11 「特別活動の記録」の欄には、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び所見を記入すること。</p>	<p>(別紙様式1)</p> <p>調査書記入上の注意事項等について</p> <p>1～3 (同左)</p> <p>4 調査書は、日本産業規格A4判(210×297mm)上質紙(57.5kg程度)とし、表裏の両面1枚を使って作成すること。</p> <p>5～8 (同左)</p> <p>9 「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は、次のように記入すること。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>10 (同左)</p> <p>11 「総合的な探究の時間の記録」の欄には、指導要録と同様に、総合的な探究の時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを端的に記入することとする。</p> <p>なお、職業教育を主とする専門学科において「総合的な学習の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な学習の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。</p> <p>12 「特別活動の記録」の欄には、指導要録と同様に、各学校が設定した観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点到照らし</p>

(1) 事実の記入に当たっては、例えば、下記の事項が考えられること。

所属する係名や委員会名、生徒会活動や学校行事における役割の分担など、活動の状況についての事実に関すること。

(2) 所見の記入に当たっては、例えば下記の事項が考えられること。

- その生徒個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通して見られる生徒の特徴に関すること。
- 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。

1.2 「指導上参考となる諸事項」の欄には、指導要録の同欄の記載事項のうち、(1)～(6)については以下のとおり記載すること。なお、枠の大きさや文字の大きさは任意とする。

(1) 各教科・科目及び総合的な学習の時間の学習における特徴等については、各教科・科目等に関する学習状況の様子や特徴（積極性など）を具体的に記載すること。

(2) 行動の特徴、特技等については、(1)以外の学校内外における活動の状況や特徴（積極性など）を記載すること。

(3) 部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等については、部活動やボランティア活動等の具体的な取組内容、実施期間、その活動における特徴等を記載すること。

(4) 取得資格、検定等については、民間や専門高校の校長会等が実施する資格・検定の内容、取得スコア、取得年次、取得時期等を記載すること。

(5) 表彰・顕彰等の記録については、各種大会やコンクール等の内容や時期等について記載すること。特に、国際バカロレアなど国際通用性のある大学入学資格試験における成績や科学オリンピック等における成績等を記載することが望ましい。

(6) その他、生徒が自ら関わってきた諸活動、生徒の成長の状況に関する所見など、特に必要と認められる事項等について記入すること。

十分に満足できる活動の状況にあると判断される場合には、印を記入すること。

1.3 「指導上参考となる諸事項」の欄には、指導要録と同様に、要点を箇条書きするなど、その記載事項を必要最小限にとどめることとする。

その際、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、原則として、学習指導等を進めていく上で必要な情報として精選して指導要録に記述された内容を基に記入することとする。

上記(1)～(6)について、無い場合はその旨明示すること。その際、複数の学年を通じた記入が適当である場合は、各学年ごとの記入を要しない。

なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。また、休学については、校長が許可した期間を記入すること。

14 「備考」の欄には、大学の希望により当該大学の学部等に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒についてはその旨記入すること。

また、学校教育法施行規則第85条の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校及びスーパーサイエンスハイスクール並びに同規則第103条第1項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあつては、その旨明示すること。スーパーグローバルハイスクール等に関する記載についても、その旨明示すること。

なお、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「備考」の欄に記載すること(通知、「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の内容事項等の取扱いに係る調査結果について」(令和元年12月26日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課事務連絡)及び「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の内容事項等の取扱いに係る調査結果について(令和2年3月30日時点)」(令和2年3月30日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課・高等教育局国際課・高等教育局大学振興課事務連絡)参照)。

また、「備考」の欄に記載することが困難な場合は、「備考」の欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付し対応すること。

15及び16 (略)

17 新型コロナウイルス感染症対策の影響により、大会や資格・検定試験等の中止・延期等により、調査書の特別活動及び指導上参考となる諸事項の欄が記載できない場合は、その理由を付した上で、当初参加を予

記入する内容が、無い場合はその旨明示すること。その際、複数の学年を通じた記入が適当である場合は、各学年ごとの記入を要しない。

なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。また、休学については、校長が許可した期間を記入すること。

14 「備考」の欄には、学校教育法施行規則第85条の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校及びスーパーサイエンスハイスクール並びに同規則第103条第1項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあつては、その旨明示すること。スーパーグローバルハイスクール等に関する記載についても、その旨明示すること。

なお、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「備考」の欄に記載すること(通知、「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の内容事項等の取扱いに係る調査結果について」(令和元年12月26日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課事務連絡)及び「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の内容事項等の取扱いに係る調査結果について(令和2年3月30日時点)」(令和2年3月30日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課・高等教育局国際課・高等教育局大学振興課事務連絡)参照)。

また、「備考」の欄に記載することが困難な場合は、「備考」の欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付し対応すること。

15及び16 (同左)

(削除)

